

酒田市と株式会社ピーエイの事業連携に関する協定

酒田市（以下、「甲」という。）と株式会社ピーエイ（以下、「乙」という。）は、相互の連携により、地域の魅力向上と地域活性化に資するために次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が緊密な相互連携のもと、双方の資源、ノウハウを有効に活用した協働による取り組みを推進し、地域の魅力を高めるまちづくりの推進や産業振興、地域活性化に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）地域おこし協力隊業務の支援に関する事
 - （2）移住定住促進の支援に関する事
 - （3）関係人口創出・拡大に関する事
 - （4）その他、双方が必要と認める地域振興及び地域活性化に関する事
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取り組みを効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲及び乙が合意の上、決定する。
- 3 乙は、本条に定める事項を、効果的に進めるため、甲との協議により乙の関係会社の実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協議）

第4条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方協議の上、決定するものとする。

2 甲又は乙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申し出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年9月28日

甲 山形県酒田市本町二丁目2番45号

酒田市長 矢口 明子

乙 福島県双葉郡檜葉町大字北田字上ノ原27-95

株式会社ピーエイ

代表取締役会長兼社長 加藤 博敏